

## 【〔文化芸術基本法〕法改正を求める緊急要望書】

立憲民主党 代表 枝野幸男 様

平素は格別のご高配を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

さて、私共 一般社団法人日本エンターテイメント連盟は、コロナ渦で絶望的な影響を受け続けている日本全国のエンターテイメント関係者(特にサーカスクラウン(道化師)、大道芸人、タップダンサー等ヴォードヴィリアン、照明・音響等技術スタッフ)を救済するために、昨年9/1付にて設立致しました。

その後、文化庁より上記ジャンルを統括する国内唯一の団体として9/15付にて認定頂きました。

私共エンターテイメント業従事者としましては、昨年のコロナ禍を何とか乗り切ったものの、今年に入ってからの第二次緊急事態宣言、更にまだ数年に渡りその影響が続くことが予想されることから、その都度の政策ではなく、中・長期的なビジョンでの文化政策の必要性を痛感し、法的に保護・救済頂ける環境を整備して頂きたいと考えております。

**つきましては、平成 13 年公布・施行、平成 29 年改正【文化芸術基本法】の再改正を要望致します。**

**以下、法改正案の骨子となる要望(想い)を記します。**

①文化・芸術を、「娯楽・趣味」ではなく「産業・ショービジネス」として規定し、従事する団体・個人の就労者としての権利を保障する制度を創設すること。

※第一章 総則 (基本理念) 第二条 10 項

②今後、特措法が適用されるような自然災害等の緊急時において、文化庁に登録する文化芸術団体、個人事業主、文化施設(劇場や映画館、ライブハウス等)を対象にした経済支援策を創設すること。

※第一章 総則 (法制上の措置等) 第六条

③社会における文化芸術業界と一般企業との経済的相乗効果を高める為に、文化・芸術を経済的に支援する企業に対して税制上の優遇措置を創設すること。

※第一章 総則 (法制上の措置等) 第六条

④国の文化政策において、各地方自治体での文化芸術業をより効果的に推進する制度を創設すること。

※第一章 総則 (地方公共団体の責務) 第四条

以上、ご検討頂きますようお願い申し上げます。

2021 年 2 月 10 日

一般社団法人日本エンターテイメント連盟 代表理事 白井博之